

教育・保育施設等の利用者負担額（案）について

子ども・子育て支援新制度における施設や事業を利用する際の利用者負担額（保育料）は、教育認定（主に 1 号認定）と保育認定（主に 2 号・3 号認定）に分けて規定します。

教育認定（主に 1 号認定）

【対象施設】

幼稚園、認定こども園（教育部分）

【主な変更点】

- ・現行制度では各施設が定め徴収していますが、新制度では園児が居住する区市町村が世帯の階層区分に応じて定めた額を園が徴収します。
- ・多子減免は、第 3 子以降が無料になります。

- ・所得階層を決めるための算出根拠は住民税になります。

- ・階層区分の切り替え時期は 9 月になります。

住民税の賦課決定時期が 6 月となるため、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中の切り替えとなっています。具体的な切り替え時期は、保護者への周知に要する期間や施設・事業者の事務負担等を考慮して 9 月としています（8 月以前は前々年の所得から算出する前年度の住民税、9 月以降は前年の所得から算出する当年度の住民税により決定します）。

利用者負担額表

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護世帯等	0 円
B	A 階層を除き、区市町村民税非課税世帯	300 円
C	A 階層及び均等割のみの課税世帯	500 円
D1	B 階層を除き、区市町村民税課税世帯	3,000 円
D2	所得割課税額 77,100 円以下世帯	3,000 円
E1	所得割課税額 211,200 円以下世帯	3,000 円
E2	所得割課税額 256,300 円以下世帯	3,000 円
	所得割課税額 256,301 円以上世帯	3,000 円

保育認定(主に2号・3号認定)

【対象施設】

認可保育園、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業

【主な変更点】

- ・所得階層を決めるための算出根拠が、所得税から住民税に変更されました。これに伴い、階層区分の切り替え時期が、4月から9月になります。なお、年齢の切り替え時期はこれまで通り4月になります。
- ・多子世帯については、現行制度では第2子以降について所得階層により割合を決めて減免していましたが、新制度では第2子が半額、第3子以降が無料になります。

利用者負担額表

世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円
B	A階層を除き、区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
C	A階層及びB階層を除き、区市町村民税課税世帯 均等割のみの課税世帯	1,900円	1,300円	1,300円
D1	所得割課税額1,000円未満世帯	2,400円	2,000円	2,000円
D2	所得割課税額1,000円以上3,300円未満世帯	3,100円	2,700円	2,600円
D3	所得割課税額3,300円以上7,000円未満世帯	6,800円	5,600円	5,600円
D4	所得割課税額7,000円以上11,600円未満世帯	8,400円	7,400円	7,300円
D5	所得割課税額11,600円以上19,500円未満世帯	9,500円	9,400円	9,300円
D6	所得割課税額19,500円以上37,500円未満世帯	15,600円	11,000円	10,900円
D7	所得割課税額37,500円以上55,500円未満世帯	19,400円	12,900円	12,800円
D8	所得割課税額55,500円以上73,500円未満世帯	21,800円	14,500円	14,400円
D9	所得割課税額73,500円以上91,500円未満世帯	24,000円	16,000円	15,900円
D10	所得割課税額91,500円以上109,500円未満世帯	25,900円	17,200円	17,100円
D11	所得割課税額109,500円以上123,600円未満世帯	27,900円	18,500円	18,300円
D12	所得割課税額123,600円以上135,000円未満世帯	29,700円	19,800円	18,300円
D13	所得割課税額135,000円以上148,200円未満世帯	31,500円	21,000円	18,300円
D14	所得割課税額148,200円以上161,500円未満世帯	33,000円	21,900円	18,300円
D15	所得割課税額161,500円以上176,400円未満世帯	34,700円	22,900円	18,300円
D16	所得割課税額176,400円以上191,400円未満世帯	36,300円	22,900円	18,300円
D17	所得割課税額191,400円以上203,300円未満世帯	37,800円	22,900円	18,300円
D18	所得割課税額203,300円以上211,200円未満世帯	39,100円	22,900円	18,300円
D19	所得割課税額211,200円以上219,400円未満世帯	40,700円	22,900円	18,300円
D20	所得割課税額219,400円以上261,100円未満世帯	44,100円	22,900円	18,300円
D21	所得割課税額261,100円以上304,300円未満世帯	49,700円	22,900円	18,300円
D22	所得割課税額304,300円以上347,800円未満世帯	54,600円	22,900円	18,300円
D23	所得割課税額347,800円以上世帯	58,500円	22,900円	18,300円

保育標準時間又は保育短時間の区分にかかわらず、この表の利用者負担額を適用します。